

医学的判定に関する考え方の見直しについて

1. 背景・趣旨

石綿救済制度では、医療費等の給付に必要な認定において、石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の医学的判定を行うこととされており、その判定基準は環境保健部長通知（※）に定められている。

平成 24 年 3 月に、労災制度における石綿による疾病の認定基準が、新たな医学的知見に基づき改正されたところ、これらを踏まえ、今般、石綿救済制度においても、医学的判定基準の見直しを行うこととしたい。

※「石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（指定疾病の追加）について」（平成 22 年 6 月 10 日環保企発第 100610001 号）

2. 労災認定基準改正の概要と石綿救済制度における判定基準の見直しの方向性

労災の認定基準は労働基準局長通知に示されており、平成 24 年 3 月に同通知が以下のとおり改正され、「肺がん」と「びまん性胸膜肥厚」に関する認定基準の見直しが行われた（資料 3 参照）。これらを踏まえ、肺がんとびまん性胸膜肥厚の判定基準の見直しを検討する。

対象疾病	労災制度 改正
中皮腫	変更なし
肺がん	新たな指標の追加等
石綿肺(じん肺)	変更なし
良性石綿胸水	変更なし
びまん性胸膜肥厚	肥厚の厚さの要件を廃止

3. 今後の予定（案）

年度内に石綿健康被害救済小委員会（委員長：浅野直人福岡大学法学部教授）を開催し、報告書を取りまとめた後、環境保健部長通知を改正する予定。

平成 24 年 12 月 5 日 第 11 回救済小委員会（年度内に 2～3 回開催予定）

平成 25 年 1 月 「医学的判定に関する考え方（案）」の取りまとめ

2 月 「医学的判定に関する考え方（案）」パブコメ実施

3 月 環境保健部長通知の改正・発出